

## 入札説明書

青の煌めきあおもり障スポ競技用具一式の購入に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 公告日 令和8年2月5日

2 入札に付する事項

(1) 購入物品等の件名及び数量

ア 件名：青の煌めきあおもり障スポ競技用具一式の購入  
イ 数量：別紙 青の煌めきあおもり障スポ競技用具一覧のとおり

(2) 購入物品等の特質等 同上

(3) 納入期限 令和8年3月30日（月）まで

(4) 納入場所 青森商業高校旧校舎（青森市東造道一丁目6-1）

3 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、下記の要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 青森県財務規則第128条に該当しない者であること。
- (4) 青森県の物品等の競争入札参加資格（令和7年青森県告示第60号）に基づき、入札の日までに物品の製造の請負・買入れ及び借り入れの契約に係る競争入札参加資格者名簿の営種「楽器・スポーツ用品類」、品目「スポーツ用品」に登載されている者であること。
- (5) 青森県の物品の製造の請負、買入れ及び借り入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領及び物品の製造の請負、買入及び借り入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領基準（令和3年4月1日付け青会管第633号、青財管第349号）に基づく入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、また、次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。  
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）  
イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過していない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

#### 4 入札の手続等

##### (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目 1 番 1 号  
青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会事務局  
(青森県 国スポ・障スポ局 障スポ課 内)  
電話 017-734-9185 FAX 017-734-8011  
E-mail syospo@pref.aomori.lg.jp

##### (2) 入札の日時及び場所

- ア 日時：令和 8 年 2 月 24 日（火）9 時 30 分
- イ 場所：青森市長島一丁目 1 番 1 号 青森県庁西棟 8 階 889 会議室

##### (3) 入札の方法

上記 2 の(1)の件名で、総価で入札に付する。

##### (4) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書には積算内訳書を添付すること。

- (5) 入札書の書換え、引換え又は撤回はできないものとする。
- (6) 入札を辞退する場合は、入札日までに入札辞退届を郵送又は持参にて提出すること。

入開札を行う日時に入札者が不在の場合は辞退したものとする。

#### 5 その他

- (1) 入札保証金 青森県財務規則第 132 条第 1 項第 2 号に基づき免除
- (2) 契約保証金  
契約締結の際に、契約金額の 100 分の 5 以上に相当する金額を納付するこ

と。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

ア 契約保証金に代え、青森県財務規則第159条の規定に準じて、次に掲げる有価証券を提供したとき。

(ア) 国債又は地方債 額面金額

(イ) 日本政府の保証のある債権

(ウ) 金融機関が降り出し又は支払保証をした小切手

(エ) 銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券

イ 青の煌めきあおもり国ス포・障ス포実行委員会を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

ウ 過去2年間に国又は地方公共団体（同等の扱いをする団体を含む。）と同種同規模の契約を締結し、これを適正に履行し、かつ、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合（契約書の写し、契約相手先からの履行証明書又は完了確認書及びそれらに類するものなどで履行確認ができる場合）

（3）質疑及びその回答について

ア 仕様書等に対する質問がある場合には、任意の様式により令和8年2月9日（月）正午までに上記4(1)のアドレスに電子メールで提出すること。

イ 質問の内容及び回答は、令和8年2月10日（火）に電子メールで回答するとともに、質問者名等を伏せた形で実行委員会ホームページ上に公開する。

（4）同等品申請書の提出及びその回答について

ア 別紙に記載された仕様と同等以上の機能を有する物品（以下「同等品」という。）による入札書の提出を希望する場合は、同等品等規格確認票を令和8年2月9日（月）正午までに上記4(1)のアドレスに電子メールで提出すること。

ただし、仕様書別紙に同等品可と記載があるものに限る。

イ 申請の内容及び回答は、令和8年2月10日（火）に電子メールで回答する。

（5）入札の無効

次の各号いずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効入札をした者は再度の入札に参加することができないものとする。

ア 青森県財務規則第142条の規定に該当する入札

イ 虚偽の申請を行った者のした入札

ウ 入札の参加資格のない者がした入札

エ 同一の入札について二以上の入札をした者の入札

オ 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

カ 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい  
入札又は金額を訂正した入札

キ その他入札条件に違反した入札

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじ引きにより、落札者を決定する。

(7) 契約書作成の要否 要

(8) 入札回数

3回までとする。

ア 開札をした場合において、上記12の規定による落札者がいない場合は、開札後直ちに再度の入札（以下「再入札」という。）を行う。

イ 再入札の執行回数は、2回（1回目の入札を含め3回）を限度とする。

ウ 再入札においても落札者がいる場合は、再入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行う。

(9) 代理人による入札

入札参加希望者は、代理人をして入札を行わせるときは委任状を提出すること。

(10) 封筒の記載

入札書の封筒は、入札案件を特定できるように記載すること。

(11) 入札関係書類への押印について

入札に関して県に提出する書類（入札書、委任状及び入札辞退届は除く）への押印は省略できることとする。